

令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業充実促進業務に係る質疑への回答

番号	質問	回答
1	業務内容のうち、(1)実態把握調査と(2)専門家派遣等支援は連動して実施するものでしょうか。	(1)(2)の実施の流れは特に定めておりません。実施時期や順番など、各業務をどのようにすすめていくかという具体的なスケジュールを含め、ご提案をお願いします。また、(1)(2)の対象市町村は、必ずしも一致させる必要はありません。
2	(3)総合事業充実促進研修会の内容については、(1)実態把握調査と(2)専門家派遣等支援に対する成果報告を想定しているのでしょうか。	(3)総合事業充実促進研修会は(1)(2)の支援対象市町村だけではなく府内全市町村を対象としており、支援結果の報告にとどまらず市町村の横展開につながる内容を盛り込んでいただくようお願いします。
3	企画提案書については、A4版横書きとされていますが、Microsoft Word、PowerPointといったデータ形式の指定はありますか。	企画提案書にはデータ形式の指定はありません。 (募集要領に記載のとおり、成果品の報告書データファイルは指定あり)
4	(1)実態把握調査は、聞き取り調査の実施日とは別日で結果報告やフィードバックをすることになるのでしょうか。	聞き取り調査の当日、事前に得られた情報等から可能な範囲で助言や情報提供をしていただくことも想定されますが、基本的には調査結果をとりまとめるのうえ、後日フィードバックしていただくようお願いいたします。
5	(2)専門家派遣等支援について、総合事業の効果的な評価方法や取組の成果を検証できるような仕組みづくりとは、具体的にどのようなものをイメージされていますか。	専門家派遣の終了後も、市町村が自ら取組をすすめ、継続的に事業展開することができるような支援内容の提案をお願いします。
6	(3)総合事業充実促進研修会について、会場は委託事業者側で確保する必要がありますか。また、会場とオンラインとを併用して開催しなければいけませんか。	研修会の会場は京都府と協議の上、委託事業者側で確保いただくようお願いいたします。なお、必ずしも会場とオンラインとを併用していただく必要はありません。
7	専門家へ業務依頼する際の謝金は、府の規定があるのでしょうか。委託事業者側で定めてもよいのでしょうか。	委託事業者側で定められた価格により支給いただくようお願いいたします。